

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします!

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から全国でスタートする予定です。これに伴い、幼稚園・保育所(園)などを利用する方は、条例で定める基準に基づき認定を受ける必要があります。認定は、利用施設の希望や年齢により、表のとおり3つの区分に分けられます。認定申請については、入所申込書と兼ねて行うため、別途申請する必要はありません。

なお、これまでの保育料は保護者の所得税を基に算定していましたが、新制度の保育料は保護者の町民税を基に算定します。また、保育料は国が定める基準を踏まえ町が決定します。詳細が決まり次第、本誌や町公式ホームページでお知らせします。

※新制度の財源は、消費税の引き上げによる増収分です。そのため、消費税の引き上げ時期によって新制度の開始が変更となる場合があります。

対象と利用施設	認定区分
3歳以上の子どもで、幼稚園や認定子ども園での教育を希望	1号認定
3歳以上の子どもで、8頁の「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定子ども園での保育を希望	2号認定
3歳未満の子どもで、8頁の「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定子ども園、地域型保育事業*での保育を希望	3号認定

*少人数の子どもを預かる保育事業で、町内に該当する施設はありません。

問い合わせ/子育て支援課 (☎581・2121内線251・253) へ。

平成27年度保育所(園)新規入所希望者受付

町では、平成27年4月から新たに保育所(園)への入所を希望される方の申込受付を行います。現在入所している児童については、保育所(園)を通して必要書類の提出をお願いします。

受付期間/11月4日(火)～14日(金)(土・日曜日を除く)

入所基準は? (保育の必要な事由)

保護者(両親、または同居の親族等)が次のような状況により、児童の保育ができない家庭が入所の対象となります。



10月は里親月間です ～里親制度を存じですか?～

親の病気や死亡、育児放棄、虐待等によって家庭を失った子どもたちがいます。そうした子どもたちを家庭で受け入れ、育てているのが「里親」です。

昭和23年10月に始まった里親制度は、子どもたちに家庭のぬくもりを与えられる制度です。子どもたちの笑顔のために、あなたの力を貸してください。

◆里親入門講座

日時/11月9日(日)午後1時30分～4時(受付午後1時～)
場所/深谷市男女共同参画推進センター(L・フォルテ) ツバキ(講習室)(深谷市上柴町西4-2-14(キララ上柴内))

内容/里親からの体験談、里親になるには(里親制度について)

申し込み・問い合わせ/熊谷児童相談所(☎521・4152)へ。

保育内容は?

- ①保護者が家庭の内外で家事以外の仕事をし、家庭内で児童を保育することができない家庭
- ②保護者が出産の前後、または疾病の状態、あるいは病人の看護などに当たっているため、家庭内で児童を保育することができない家庭
- ③火災や風水害、地震等の災害復旧のため児童を保育することができない家庭
- ④保護者の就学、または職業訓練等で児童を保育することができない家庭



入所年齢は?

- ・町立保育所…1歳から5歳(寄居保育所のみ0歳から)
- ・私立保育園…0歳から5歳(寄居のこキッズ保育園は0歳から2歳)

保育料は?

保育料は各世帯の課税額に応じて、階層に分けて定められています。



申込方法は?

10月15日(水)から子育て支援課と各保育所(園)で申込用紙を配布します。必要事項を記入し、受付期間内に子育て支援課、または各保育所(園)へ提出してください。

なお、認定子ども園(寄居のこキッズ保育園)の申し込みおよび詳細については、寄居のこキッズ保育園へ直接お問い合わせください。

問い合わせ/子育て支援課(☎581・2121内線251・253)、寄居のこキッズ保育園(☎581・0885)へ。

寄居町ファミリー・サポート・センター会員募集!

寄居町ファミリー・サポート・センターは、子育て中の保護者の日常生活を地域で支援するため、子育ての援助を受けた方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)が会員登録し、必要に応じて会員同士で子育ての援助活動(有料)を行う会員組織です。センターでは、依頼会員および提供会員を募集します。

〈入会説明会〉

日時/10月25日(土)午後2時～3時
場所/寄居保育所遊戯室

〈会員の条件〉

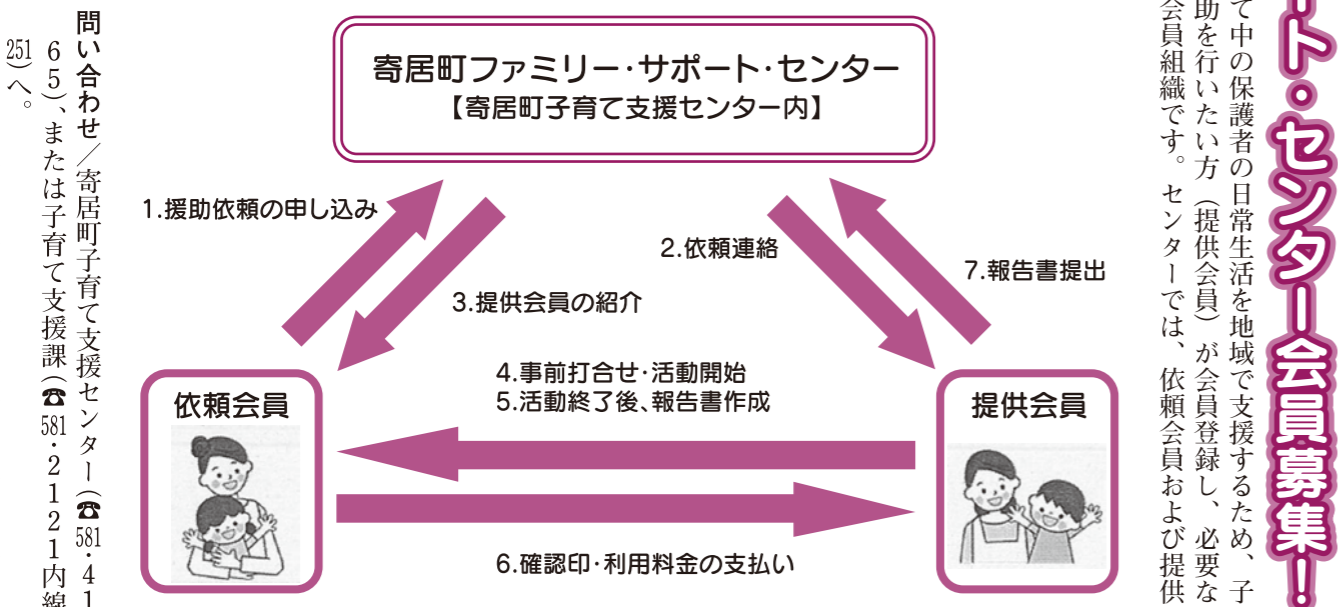
- 依頼会員: 町内に在住、または在勤で、生後6カ月から小学6年生までの子どもがいる方
- 提供会員: 町内に在住の20歳以上で、心身ともに健康で援助活動ができる方
- ※依頼会員および提供会員は、事前に入会説明会にご参加ください。提供会員は、援助活動に必要な知識や技術の習得のための講習を受けていただきます。

〈援助活動の内容〉

- ・保育所、幼稚園、小学校等の始業時間前および終業時間後の預かり
- ・習い事や保育所等までの送迎
- ・冠婚葬祭や急用が発生したときの預かり
- ・買い物などの外出したときの預かり
- ・その他、依頼会員の仕事と育児の両立のために必要な援助
- ※原則として、提供会員の自宅で預かり、児童の宿泊を伴う援助活動は行いません。

〈利用料金の基準〉

- ・平日(月～金曜日)午前7時～午後7時(基本時間): 1時間当たり700円
- ・それ以外の日および基本時間以外: 1時間当たり800円
- ・複数の子ども(兄弟姉妹)を預ける場合は2人目から半額
- ※このほか実費として、提供会員が用意した子どもの飲食料、おむつなどの費用が必要になる場合があります。



【寄居町の保育所(園)一覧表】

区分	保育所(園)名	定員(人)	住所	電話	保育時間		
					基本保育時間	平日	土曜日
町立	寄居保育所	150	大字寄居1333-5	☎581・1295	基本保育時間 延長保育時間	8:30～16:30 7:30～19:00	8:30～12:00 8:00～12:30
	用土保育所	90	大字用土3069	☎584・3209	基本保育時間 延長保育時間	8:30～16:30 7:30～18:00	8:30～12:00 8:00～12:30
	城南保育所	90	大字鉢形2993-1	☎581・4931	基本保育時間 延長保育時間	8:30～16:30 7:30～18:00	8:30～12:00 8:00～12:30
	男衾保育所	120	大字富田152-14	☎582・1811	基本保育時間 延長保育時間	8:30～16:30 7:30～18:00	8:30～12:00 8:00～12:30
私立	こぶし保育園	70	大字藤田236-1	☎581・3612	基本保育時間 延長保育時間	8:00～16:00 7:30～19:00	8:00～12:00 8:00～14:00
	ゆずの木保育園	87	大字秋山66	☎581・4932	基本保育時間 延長保育時間	8:00～16:00 7:30～19:00	8:00～12:00 7:30～14:00
	いずみ保育園	70	大字保田原147-1	☎581・6697	基本保育時間 延長保育時間	8:00～16:00 7:00～18:30	8:00～12:00 7:00～13:00
認定 こども園	寄居のこキッズ 保育園	20	大字露梨子411-1	☎581・0885	基本保育時間 延長保育時間	8:30～16:30 7:00～19:00	8:30～16:30 7:00～19:00